

基本目標2 花と緑に包まれた美しく安全なむらづくり

11 住み続けられる
まちづくりを



I. 防災・消防

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 浸水想定区域の改訂により、令和2（2020）年度に防災のしおりを改訂し、全戸配布を行いました。
- 職員初動マニュアルの出動体制について避難情報の改正により修正を行い、職員に周知を図りました。
- 毎年実施している村防災訓練の中で、防災講演会等を行い、住民の防災意識の高揚を図りました。また、公民館事業の中で防災講演会を実施し、避難に関する対応や防災に関する広報等を行いました。さらに、防災行政無線を活用した伝達訓練を消防団と実施しました。
- 「住民支え合いマップ」の作成・更新を平成25（2013）年度から行いました。
- 非常食等について期限間近の物品について更新を行うとともに、生活就労支援センターまいさぽ木曽と連携を図り、期限前の非常食等の提供を行いました。
- 災害時の応援体制として民間企業と3協定を締結しました。
- 一級河川、山地・急傾斜地対策、治山・砂防堰堤については、県に要望し事業化に結びつきました。また、直轄砂防事業については、国に要望して順次事業化され、砂防堰堤の建設が進んでいます。
- 常備消防・救急体制については、木曽消防協会で連携し情報を共有するとともに、木曽地区医療協議会で連携を図っています。
- 団員の消防学校入校は、コロナ禍により制限をかける年度もありましたが、できる限り入校し、資質向上を図るとともに、定期的に本団役員会を開催し、団の調整を図りました。また、消防団から予算要望書を受理し、精査した上で施設の整備等を行いました。
- 平成26（2014）年度から機能別消防団を設立し、現在21名在団しています。自主防災組織として、地域の日常的な防災活動から災害時の活動まで全村的な組織体制が整備されている防火防犯組合に担ってもらうよう進めました。
- 火災予防に関する啓発活動については、定期的に広報や音声放送を実施しました。また、春・秋季火災予防運動での演習や消火栓訓練、火の元点検等で防火防犯と連携し、実施しました。

現状と課題

平成 23（2011）年に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災や平成 28（2016）年に発生した熊本地震、令和 6（2024）年の能登半島地震等の大規模な地震災害をはじめ、平成 27（2015）年に発生した関東・東北豪雨、長野県では平成 26（2014）年に発生した御嶽山噴火による火山災害など、近年の大規模な災害の教訓を踏まえて防災対策の強化を図ることが必要です。

本村は急峻な地形を有しており、土砂災害のリスクが特に高く、さらには地球温暖化の影響により大型化する台風や多発する豪雨による風水害、火山、地震対策など、様々なリスクや災害が想定されるため、それに対応する必要があります。

これらの現状を踏まえながら、本村の地域防災計画について、国の法律、政府からの指針等について整理し、見直しを検討します。また、避難施設の耐震化や地区防災マップ作成の推進を図ることが必要です。

村では高齢化が進み、住民で支え合うことが難しい地区が増えており、現状では地区ごとの避難訓練が行われていないため、土砂災害等の発生リスクが高い地区に居住している住民であっても避難意識が低いことが課題です。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、恒久的な災害対策が重要です。国・県・村・関係機関・住民それぞれが防災に向けた積極的かつ計画的な行動を図ることが大切であり、災害を未然に防ぐ防災だけでなく、災害の被害を最小限に抑える「減災」に努める必要があります。

また、村の人口減少が進む中、地域ぐるみの防災体制の強化に向け、自主防災組織の育成や消防団の処遇改善、女性団員も含めた団員の確保と団員数に応じた組織改編を図る必要があります。

施策の体系

防災・消防

1 総合的な防災体制の確立

2 治山・治水・砂防事業の促進

3 常備消防・救急体制の充実

4 消防団の充実と自主防災組織等の育成

5 火災予防の徹底

主要施策

項目	内容
1 総合的な防災体制の確立	<p>災害に強いむらづくりを総合的に進めるため、地域防災計画や防災関連マニュアル、マップ等の見直しを適宜行います。</p> <p>災害時に村職員が迅速かつ的確に行動できるよう、初動体制・避難体制の整備を図ります。</p> <p>住民の防災意識の高揚と災害時に対応できる体制の充実のため、防災に関する広報・啓発活動や情報提供の推進、避難所の周知徹底、避難訓練・情報伝達訓練の実施を図ります。</p> <p>「住民支え合いマップ」の作成・更新への支援をはじめ、避難行動要支援者の避難支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。</p> <p>災害時に備え、非常食や生活物資、資機材等の備蓄を計画的に進めます。</p> <p>国からの支援や他自治体との応援体制の強化を図るとともに、民間企業等との応援体制の整備を図ります。</p>
2 治山・治水・砂防事業の促進	河川の氾濫や土砂災害、山地災害の未然防止に向け、危険箇所の把握に努めながら、河川の整備や適正管理を行うとともに、山林保全に努めます。また、砂防事業や治山事業等を関係機関に要望していきます。
3 常備消防・救急体制の充実	<p>広域消防職員の資質の向上や施設・設備の計画的更新等を進め、常備消防・救急体制の充実を図るとともに、広域消防と消防団の連携強化に努めます。</p> <p>医療機関との連携や広域的連携のもと、災害時の救急医療体制の充実に努めます。</p>
4 消防団の充実と自主防災組織等の育成	住民や事業所の理解と協力を求めながら、女性団員の採用を含めた消防団員の確保を進めるとともに、団員の資質の向上、施設・設備の計画的更新等を進め、消防団の充実を促進します。
5 火災予防の徹底	消防団機能の補完、地域ぐるみの防災体制の強化に向け、機能別消防団と自主防災組織の育成を進めます。
	火災予防に関する広報・啓発活動の推進や初期消火訓練の実施、防火防犯組合との連携強化を図り、住民の防火意識・知識の向上に努めます。

村民の目標

- 村で行う防災訓練等への積極的な参加
- 消防団や自主防災組織の活動への参加
- 地震や風水害、火山噴火等発生時の避難路・避難場所の確認

土石流

- ・山鳴りがする
- ・川が急に濁り流木が混ざる
- ・雨が降り続くのに川の水位が下がる

地すべり

- ・沢や井戸の水が濁る
- ・地面にひび割れが出来る
- ・斜面から水が噴き出す

がけ崩れ

- ・がけから小石が落ちてくる
- ・がけから水が湧き出ている
- ・がけに割れ目が見える

土砂災害の予兆

11 住み続けられる
まちづくりを

2. 防犯・交通安全

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 木曽警察署からの防犯に関する情報は、音声放送等で住民に周知しました。防犯診断については、令和元年（2019）度は2回実施しましたが、令和2（2020）～令和3（2021）年度はコロナ禍により年1回、令和4（2022）年度は夏・冬ともに中止としました。また、実施方法の変更を行いました。
- 防火防犯組合長会議等を行い、予算や事業計画、要望箇所等を確認し、調整を図りました。
- 3地区の防火防犯組合から防犯灯の新設や改修の要望を受け、事業を進めました。
- 3地区の交通安全協会から交通安全施設の要望を受け、整備を進めました。
- 村交通安全協会と連携し、季別交通安全運動（年4回）で広報活動や交通指導等を実施しました。保育園、小・中学校、高齢者の交通安全教室は、コロナ禍により実施できませんでした。
- 交通安全協会等との連携については、年4回の常任理事会を規模縮小で実施し、村と調整を図りました。
- 交通安全施設等の整備については、建設水道課と調整し、国・県へ要望を行いました。

現状と課題

近年では、高齢者に対する犯罪被害の増加や犯罪の凶悪化・高速化などが進行しており、内容も複雑化しています。また、村でも人口減少が進み、住民のコミュニティ意識の希薄化に伴い、犯罪抑止機能が低下しています。そのため、防犯灯の設置等、防犯環境の整備を進めるとともに、特殊詐欺犯罪など多様化する犯罪に対して住民への防犯意識の高揚を図ることが必要です。

令和4（2022）年度に実施した住民アンケートでは、子どもの多い地域や車の交通量が多いところでの安全対策が必要であるとの要望があることから、横断歩道や街灯の設置、整備など住民が安心して生活できる交通安全対策を図ることが課題です。

学校や警察、地域など様々な主体が協働しながら交通安全教育や街頭指導などを行い、住民の交通安全意識の高揚に取り組んでいく必要があります。

交通量の多い道路を中心に、区画線やガードレール、カーブミラーの設置など交通安全対策を図り、高齢者や子ども、障がい者など歩行者に配慮した安心・安全な道路の整備を推進するとともに、危険箇所の解消を図っていく必要があります。

施策の体系

防犯・交通安全

1 防犯意識の高揚

2 防犯灯の整備

3 交通安全意識の高揚

4 交通安全施設等の整備充実

主要施策

項目

内容

1 防犯意識の高揚

駐在や防火防犯組合との連携のもと、広報・啓発活動等を通じて住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

防火防犯組合等の組織の充実を促進します。

2 防犯灯の整備

夜間における安全性の確保に向け、通学路を中心とした防犯灯の設置・改修を計画的に推進します。

3 交通安全意識の高揚

交通安全にかかる行事や広報・啓発活動の充実に努めるとともに、学校、職場、地域社会など様々な機会をとらえた交通安全教育の徹底に努めます。また、交通安全協会等との連携強化に努めます。

4 交通安全施設等の整備充実

交通量の多い国道・県道について、交通安全施設の整備充実及び道路環境の整備を関係機関に要望していきます。

村道等においても、危険箇所や通学路を中心に、区画線やガードレール、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を推進します。

村民の目標

- 学校や職場、地域での防犯・交通安全教室や活動への積極的な参加
- 交通安全意識の高揚
- 交通ルールの遵守

11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任

3. 消費者保護

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 消費者センターからのパンフレットは全戸配布し、住民への啓発に努めました。また、注意喚起が必要な情報は、回覧や広報おくわ等で周知しました。
- 被害の疑いや不安を感じる事例など民生委員、福祉健康課等からの情報提供があれば連携し、問題解消や注意喚起に努めました。
- 消費問題発生時には消費者センターに連絡し、連携しながら対応をしました。

現状と課題

これまでの消費者問題については、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺等のいわゆる特殊詐欺が大きな問題でした。近年では、コロナ禍で在宅での生活時間が長くなった影響等によりSNSやマッチングアプリ等の利用が増え、それに伴うSNSやマッチングアプリで出会った相手からの投資詐欺も増加しています。

また、令和4（2022）年4月には成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これまでは消費者問題といえば高齢者の問題と思われがちでしたが、社会経験の少ないまだ成人になりたての若者が、インターネットを利用したコンサートチケット詐欺等の悪質商法やクレジットカードの入退会・会費等による多重債務などの消費者トラブルに遭うことも多くなっています。

村では、県消費生活センターや警察との連携のもと、パンフレットの配布や放送等による住民への情報提供や啓発、消費生活に関する相談を行い、消費者対策を推進していますが、特に狙われやすい高齢者を中心に、若者に対しても、特殊詐欺や悪質商法の手口等についての啓発活動や情報提供、相談体制の充実を進めていく必要があります。さらには、デジタル社会の進展の伴い、高齢者や子どももスマホ等を介して様々な情報に触れる機会が多くなることから、情報リテラシーの重要性について意識を高めることが必要です。

施策の体系

消費者保護

I 啓発・情報提供の充実

2 被害者への対応の充実

主要施策

項目

内容

I 啓発・情報提供の充実

被害を未然に防止するため、広報紙やホームページ、ケーブルテレビの有効活用、パンフレットの全戸配布等により、住民への啓発活動や情報提供の充実を図ります。

2 被害者への対応の充実

民生・児童委員や社会福祉協議会等との連携のもと、被害者やその被害状況等についての迅速な把握に努めます。

消費生活に関する様々な不安や被害に適切に対応するため、県消費生活センター等との連携のもと、相談体制の充実に努めます。

村民の目標

- 悪質商法等の被害を未然に防ぐための正しい消費知識の習得
- 情報リテラシーの重要性についての意識の醸成
- 詐欺や架空請求、悪質な勧誘に気付いた時の、村や消費者センターへの速やかな連絡、情報の提供



4. 環境保全

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 環境基本条例に基づき、適正な環境保全に努めました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、環境美化運動が実施しにくい状況となりました。そのような中でも、不法投棄監視連絡員によるパトロールにより、環境美化活動の継続を図りました。
- 令和4（2022）年5月に開庁した役場庁舎には、地中熱ヒートポンプを導入するとともに、庁舎屋根に太陽光パネルを設置するなど、CO₂排出量の削減を推進しています。また、住宅等への太陽光発電システム設置補助金は継続して行っています。
- 河川の水質汚濁や事業所等による騒音・悪臭・振動、野焼き等の公害・環境汚染の防止については、関係機関と連携を図れるよう努めました。

現状と課題

平成23（2011）年に発生した東日本大震災を要因とした原子力発電所の事故を契機として、安心・安全なエネルギー・電力に対する関心は高まっており、再生可能エネルギー等、環境に配慮したまちづくりの推進が求められています。

地球温暖化は、予測される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとなっています。地球温暖化の影響とみられる大型化した台風等による被害や農作物、生態系への影響等が観測されています。

我が国では、平成28（2016）年に地球温暖化対策計画が閣議決定され、地球温暖化防止対策を進めている中、令和3（2021）年5月には「改正地球温暖化対策推進法」が成立し、令和32（2050）年の温暖化ガス排出量をゼロにする目標などが明記されました。

これらの状況を踏まえ、村でも公共施設等からのCO₂排出量を算出するなどし、大桑村地球温暖化防止実行計画の見直しを行うことが必要です。さらには、個人住宅への再生可能エネルギーの導入の情勢が高まっていることから、導入促進に向けた検討が必要です。

村が持続的な環境保全を実現するためには、ごみゼロ運動等の環境美化運動をはじめ、省資源・省エネルギー運動等について、自主的な環境保全運動を促進する必要があります。

施策の体系

環境保全

- 1 自然環境の保全
- 2 環境美化運動・環境保全運動の促進
- 3 地球温暖化対策の推進
- 4 再生可能エネルギーの導入
- 5 公害・環境汚染の未然防止

主要施策

項目	内容
1 自然環境の保全	土地利用関連計画に基づく適正な土地利用を促進するとともに、施設整備等にあたっては、自然との共生や生態系の保全に留意した資材・工法等の導入に努めます。 特定外来植物の駆除や希少野生動植物等の自然環境の保全に努めます。
2 環境美化運動・環境保全運動の促進	環境教育や広報・啓発活動を積極的に推進し、住民・事業者の環境保全意識の高揚を図りながら、ごみゼロ運動など、地域における環境美化運動をはじめ、省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、マイバッグ運動など、自主的な環境保全運動を促進します。
3 地球温暖化対策の推進	地球温暖化防止計画に基づき、村が率先して公共施設における温室効果ガスの排出削減を図るとともに、村全体への波及に向けた啓発等を進めます。
4 再生可能エネルギーの導入	住宅等への太陽光発電システムの設置支援を引き続き推進するとともに、公共施設への太陽光発電システムの設置、木質バイオマスエネルギー [*] の利用促進など、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを検討・推進します。
5 公害・環境汚染の未然防止	河川の水質汚濁や事業所等による騒音・悪臭・振動、野焼き等について、関係機関との連携のもと、調査・監視・指導等を行い、未然防止及び適切な対応に努めます。

*木質バイオマスエネルギー：木くずやおがくずなど木材に由来する生物資源を利用したエネルギー。

村民の目標

- ごみゼロ運動、環境美化運動などへの積極的な参加
- ごみの分別
- 省エネ意識の高揚
- 再生可能エネルギーの導入の検討





5. 景観

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 毎年、国道沿線や河川敷など計画的に支障木伐採、ハナモモ植栽等の景観整備を実施しました。
- 第5次総合計画期間に植栽三色桃（ハナモモ）の生育のため、植栽箇所の下草刈りを実施しました。
- 令和3（2021）年度まで「市町村の広域連携推進事業交付金」を活用し、国道19号からの眺望景観の支障となる雑木等の伐採を実施しました。

現状と課題

美しい景観は、地域の社会的共通資本であり、住民に豊かな生活感や安らぎをもたらすだけでなく、観光分野をはじめとする産業にとっても重要な資源です。豊かな水をたたえる木曽川やその支流の阿寺川、中央アルプスの山々等、村の豊かな自然をはじめとした景観形成は、住民や行政、各種団体等、多様な主体の参画と連携のもとで進められることが重要です。

村では、国道19号沿線や旧中山道沿いなどを中心に三色桃等の樹木、季節の花々などの植栽及び維持管理に努めてきましたが、中山道の歴史的景観や美しい自然景観を未来に受け継いでいくためにも、住民や各種団体等の多様な主体による自主的な景観形成活動への意識の高揚を図るためのPRが必要です。

また、「市町村の広域連携推進事業交付金」の景観整備として活用できるメニューが令和3（2021）年度で打切りとなったため、今後は一般財源でどれほどの規模で景観整備を推進していくのか検討が必要となっています。

施策の体系

景観

I 治しの郷づくりの推進

2 木曽路の景観保全

主要施策

項目	内容
1 癒しの郷づくりの推進	<p>癒しの郷づくりに向け、国道19号沿線や旧中山道沿いなどを中心に三色桃等の樹木や季節の花々の植栽及び維持管理に努めます。</p> <p>癒しの郷づくりや景観形成に関するPR活動を積極的に推進し、意識の高揚を図りながら、住民や各種団体等の多様な主体による自主的な景観形成活動の支援を行います。</p>
2 木曽路の景観保全	<p>地域住民景観形成運営協議会など地域の景観形成に取り組む団体と連携・協力して村の景観整備を進め、さらに郡内町村や木曽広域連合、長野県と連携を図りながら木曽地域全体の景観保全に努めます。</p>

村民の目標

○景観形成活動への積極的な参加

阿寺渓谷は、夏に川遊びに訪れる人が急増し、美しく豊かな自然環境を損なうごみの放置や車の渋滞などが問題になっています。

阿寺渓谷の自然環境を守り美しい渓谷を未来へ引き継いでいくため、「大桑村阿寺渓谷における自然環境の保全等に関する条例」を制定しました。

条例は令和3（2021）年4月1日から施行されています。

条例は、阿寺渓谷の豊かな自然の保全や安全で快適に自然探勝などの休養活動ができる環境の確保を目的として、特に環境保全の必要がある区域を阿寺渓谷環境保全区域と指定しています。



6. 資源の有効活用

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 広報等でごみの出し方等を周知するとともに、古紙や古着等の新たな品目の分別収集を実施しました。
- リサイクルステーションの適正な使用がされていない場合は張り紙により注意喚起を行いました。
- ごみ処理に係る町村担当者会議が定期的に開催されており、処理及びリサイクル状況を確認しています。
- 資源回収に対する各種団体への支援を継続して行っています。
- 不法投棄監視連絡員のパトロールにより、不法投棄の抑制につながりました。

現状と課題

近年、急激な円安の進行や世界各地の紛争により、石油や天然ガス等の価格上昇に拍車をかけています。発電の多くを化石燃料に依存するわが国では、エネルギー価格が国際情勢の影響を受けて高騰しており、地球温暖化防止対策や省エネルギー施策の視点からも、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの利用のニーズが高まっています。

また、住民の生活環境の維持・向上という視点から、ごみのポイ捨てや不法投棄の対策を引き続き続けていくことが必要です。

これらの情勢を踏まえ、限りある資源を有効に活用するとともに、住民の生活環境の維持・向上を図るためにも、ごみの減量化とリサイクルに取り組むことが必要です。

ごみの収集・処理及びリサイクル等は村及び木曽広域連合が共同して行っていますが、ごみ処理・リサイクルのさらなる推進のため、関係機関と連携し3R運動^{*}の促進、チャレンジ800ごみ減量推進事業等の推進に取り組むとともに、不法投棄防止のため、日頃から監視連絡員と情報を共有し、重点箇所の洗い出しと効率的・効果的なパトロールに取り組むことが必要です。

^{*}3R運動：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動のこと。

施策の体系

資源の有効活用

1 ごみ処理・リサイクル体制の充実

2 3R運動への参加促進

3 ごみの不法投棄対策の推進

主要施策

項目

内容

1 ごみ処理・リサイクル体制の充実

ごみの出し方に関する広報・啓発活動の充実等により、住民のごみ分別の一層の徹底を促進します。

時代の要請や住民ニーズに即した収集体制の充実を図り、リサイクルステーションの適正な運用、管理に努めます。

木曽クリーンセンター等の施設の適正な管理・運営など、木曽広域連合によるごみ処理・リサイクル体制の維持・充実に努めます。

2 3R運動への参加促進

各種団体による資源回収に対する支援を引き続き行うとともに、ごみの減量化や資源化に関する広報・啓発活動の充実を図り、3R運動への住民や事業者の参加を促進します。

3 ごみの不法投棄対策の推進

不法投棄監視連絡員の活用等により、監視・連絡体制の強化を図り、不法投棄の防止及び適正処理に努めるとともに、重点箇所の洗い出しを行い、効率的・効果的なパトロールに努めます。

村民の目標

○リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）の3R運動への取組

○ごみの不法投棄の防止



7. 上・下水道

第5次大桑村総合計画（後期基本計画）期間における取組

- 固定資産台帳を整備し、配水池を含め各水道施設の老朽化状況を把握しました。
- 水質の保全については、51の全項目検査を実施し、水質検査の充実を図りました。
- 農業集落排水事業については、令和2（2020）年度に施設の機能診断調査を実施し、公共下水道事業については、現在ストックマネジメント計画を策定中です。
- コロナ禍に入ってから戸別訪問はせずに、広報誌等により下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を周知・啓発しています。
- し尿処理については、木曽広域連合環境センターで処理し、適正な管理・運営に努めました。

現状と課題

村では、平成21（2009）年度に東部、野尻、小川、上郷、伊奈川の5か所の水道を統合して大桑村簡易水道としました。これにより、老朽化した水道施設や浄水機器の改良を行うとともに、遠方監視装置の導入を進め、安全な飲料水を安定して供給できるよう機能強化を進めています。

今後の水道施設の整備については、各水道施設の老朽化状況から、優先的に整備する年次計画を策定する必要があります。日常の生活で利用する水道は、安心・安全な水質が求められることから、定期的な水質検査においては全項目検査の徹底を図ることが必要です。

村の中心部には木曽川が流れ豊かな水源を誇っており、この自然環境や水環境を後世に残すため、平成4（1992）年から生活排水対策（特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）を進めてきましたが、人口減少や高齢化の進展など社会情勢の変化への対応が求められています。

農業集落排水事業については最適整備構想、公共下水道事業についてはストックマネジメント計画を策定し、適正な施設の維持管理に努める必要があります。水洗化率の向上のため、広報誌等により引き続き下水道への接続を周知していく必要があります。さらには、合併処理浄化槽について、今後、老朽化により取り換えになる合併処理浄化槽が増えてくると思われるため、それらに対する支援やサポートの方法を検討していく必要があります。

上下水道事業は、令和5年から公営企業会計へ移行します。適正な施設の維持管理、人工減少や高齢化の進展など社会情勢の変化へ対応した長期的な対策を計画的に進め経営の安定化を図る必要があります。

し尿については、木曽広域連合において収集・処理していますが、発生した廃棄物の処理責任は村にあるため、効率的な処理体制の維持を図る必要があります。

施策の体系

上・下水道

I 水道施設の整備充実

2 水質の保全

3 下水道施設の適正管理と水洗化の促進

4 合併処理浄化槽の設置促進

5 し尿処理体制の継続

主要施策

項目

内容

I 水道施設の整備充実

耐用年数や老朽化の状況、大地震への対応等を勘案し、計画的に配水管や配水池等の各水道施設の更新と耐震化率の向上を図ります。

2 水質の保全

水源周辺の環境保全を図り、水質の保全に努めるとともに、定期的な水質検査を実施し、水質の安全確保に努めます。

3 下水道施設の適正管理と水洗化の促進

耐用年数や老朽化の状況等を勘案し、計画的に農業集落排水施設及び公共下水道施設の更新と長寿命化計画を策定し、機能保全に努めます。

水洗化率の向上のために、広報・啓発活動を実施し、下水道へのつなぎ込みを促進します。

4 合併処理浄化槽の設置促進

設置や維持管理に関する支援を引き続き行い、個別処理区域における合併処理浄化槽の設置を促進します。

5 し尿処理体制の継続

今後も木曽広域連合環境センター等の施設の適正な管理・運営に努め、木曽広域連合による効率的なし尿処理体制を維持します。

村民の目標

- 節水への留意
- 油や生ごみなど異物を流さない、生活排水への留意
- 下水道への早期接続の努力